

# 山口県報

平成30年  
3月30日  
(金曜日)

## 目 次

○公告

平成三十年度山口県予算の要領の公表(財政課) ..... 一七

平成二十九年度山口県補正予算の要領の公表(財政課) ..... 一七



(五六) 平成三十年度山口県予算の要領の公表

平成三十年二月山口県議会定例会で議決された平成三十年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村 岡 隆 政

### 平成30年度山口県一般会計予算

平成30年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ672,982,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賞金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の流用

### 第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳	項	入	金額
1	県	1	県	税	175,778,887
		2	事	業	53,522,252
		3	地	方	36,968,508
		4	不	動	47,425,000
		5	県	た	2,453,545
		6	バ	ス	1,446,000
		7	自	動	491,000
		8	軽	油	1,737,000
		9	自	動	13,635,958
		10	区	車	17,875,624
		11	銃	取	9,000
		12	銃	取	13,000
		13	産	業	202,000
		14	廃	棄	48,121,000
		15	物	税	48,121,000
2	地方消費	1	地方消費	税	24,653,000
	税清算金		税清算金		48,121,000
3	地方譲	1	地方法人特別譲	与	21,702,000
	与税		与税		2,785,000
		2	地方揮発油譲	与	132,000
		3	石油ガス譲	与	



報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	報 告 口 口	
7	商 工 費	4	林 業 費	6,757,129	5	水 産 費	6,592,855	1	商 業 費	2,472,349
8	土 木 費	1	商 工 費	51,953,723	2	工 業 費	817,090	2	観 光 費	71,295,665
9	警 察 費	1	管 理 費	7,027,515	3	道 路 橋 梁 費	29,482,565	3	河 川 海 岸 費	18,892,016
10	教 育 費	1	警 察 活 動 費	2,577,719	4	都 市 計 画 費	4,956,572	4	都 市 計 画 費	7,890,846
		2	警 察 活 動 費	143,886,977	5	都 市 計 画 費	3,046,151	5	都 市 計 画 費	4,956,572
		1	警 察 活 動 費	39,293,269	6	住 宅 費	3,046,151	6	住 宅 費	3,046,151
		2	警 察 活 動 費	36,715,550						
		3	警 察 活 動 費	42,201,898						
		4	警 察 活 動 費	26,488,382						
		7	警 察 活 動 費	25,956,678						
		8	警 察 活 動 費	14,710,008						
		9	警 察 活 動 費	1,549,129						
		10	警 察 活 動 費	601,736						
		11	警 察 活 動 費	2,567,724						
			警 察 活 動 費	8,589,772						
11	災 害 復 旧 費	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,100,188						
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,258,464						
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	3,681,724						
			学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	160,000						
12	公 債 費	1	公 債 費	98,628,492						
			公 債 費	98,628,492						
13	諸 支 出 金	1	地 方 消 費 税 清 算 金	73,965,000						
			地 方 消 費 税 清 算 金	46,074,000						

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
14 子 備 費	1 子 備 費	200,000	200,000
歳 出	合 計	200,000	200,000
		672,982,713	672,982,713
1 農業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が行う利子補給	平成30年度から 平成50年度まで	(1) 平成30年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助 金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	433,000
2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が行う利子補給	平成30年度から 平成50年度まで	(1) 平成30年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助 金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	869,000
3 公害防止施設整備資 金に対する利子補給	平成30年度から 平成38年度まで	(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とす る。	777,000
4 産業廃棄物処理施設 整備資金に対する利子 補給	平成30年度から 平成38年度まで	(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	24,309,000
5 漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 対する利子補給補助金 及び県が行う利子補給	平成30年度から 平成45年度まで	(1) 平成30年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助 金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。	345,000
6 漁業経営再建資金の 融通に係る利子補給	平成30年度から 平成45年度まで	(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年0.1%を限 度とする額とする。	1,156,000
7 新規就農資金の融通 に係る市町に対する利 子補給	平成30年度から	(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金	2,000

子補給補助金	平成45年度まで	<p>は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。</p> <p>(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金額は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。</p> <p>(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。</p>
8 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に對する利子補給補助金	平成30年度から平成44年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金額は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。</p>
9 農業経営負担軽減支援資金に對する利子補給	平成30年度から平成45年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、23,680千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。</p>
10 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に對する利子補給補助金	平成30年度から平成55年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金額は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。</p>
11 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	平成30年度から平成60年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。</p>
12 生活福祉資金に對する利子補給	平成30年度から平成38年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。</p> <p>(2) 金融機関に對する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。</p>
13 漁業経営高度化促進支援資金（取組促進資金）の融通に係る利子補給	平成30年度から平成40年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金額は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。</p>
14 漁船・漁業・運転資金の融通に係る市町に對する利子補給補助金	平成30年度から平成37年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、142,000千円とする。</p> <p>(2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。</p>
15 住宅用太陽光発電システム等整備資金に對する利子補給	平成30年度から平成44年度まで	<p>(1) 平成30年度の利子補給の対象とする融資の総額は、521,397千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公社が公社の債務の金額について繰上最終償還を求めた場合）は、公庫の指定する期日とし、最終償還を求めた場合（10か月）の期間満了（以下「指定する期日」という。）において、公庫が弁済を受けなければならない損失確定日（以下「元利金合算確定日」という。）に對する元利金合算確定日の翌日から起算するまでの利率年1.0%に相当する利息。</p>
16 日本政策金融公庫貸付金に對する損失補償	平成30年度から	<p>(1) 日本政策金融公庫が平成30年度に融資した農林振興公社に對する損失補償額は、5,000千円とする。</p> <p>(2) 日本政策金融公庫が平成30年度に融資した農林振興公社に對する損失補償額は、5,000千円とする。</p>



報 告 口 占

約すること。 53 県立県央部多部制定 時制高等学校校舎建設 に係る設計委託の年度 を越える事業を一括契 約すること。 54 山口県立大学食堂・ 福利厚生棟建設事業の 年度を越える工事を一 括契約すること。	平成31年度まで 平成30年度から 平成31年度まで 平成31年度まで	72,577千円 638,761千円
--	--	-----------------------

第3表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等維持管理事業	233,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに ただし、特別のものは、 借入先と協議して定める。 条件による。
防災体制整備拡充事業	322,000		ただし、借入利率について 方式で見直しを行い、直 後においては、当該利 率に引き上げによる。	
防災行政無線整備事業	606,000			
障害者自立支援対策事業	80,000			
県立身体障害者福祉施設整備 事業	6,000			
介護保険対策事業	275,000			
社会福祉行政指導事業	145,000			
児童福祉施設整備事業	47,000			
保健所施設整備事業	53,000			
県営かんがい排水改良事業	155,000			
広域営農団地農道整備事業	41,000			
基幹農道整備事業	8,000			
経営体育成基盤整備事業	383,000			
県営中山間地域総合整備事業	114,000			
県営農村振興総合整備事業	10,000			
ふるさと農道緊急整備事業	106,000			
県営老朽ため池整備事業	701,000			

地すべり対策事業 (農林)	63,000			
県営海岸保全施設整備事業	28,000			
治水防除事業	23,000			
国営農地再編整備事業負担金	252,000			
広域基幹林道開設事業	98,000			
ふるさと林道緊急整備事業	91,000			
一般治山事業	798,000			
水源地域緊急整備事業	73,000			
保安林改良事業	55,000			
保安林整備事業	5,000			
林地荒廃防止事業	22,000			
小規模治山事業	36,000			
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	467,000			
漁港漁場機能高度化事業	26,000			
漁港海岸保全施設整備事業	29,000			
漁港海岸環境整備事業	6,000			
地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	58,000			
農林業施策総合調整事業	354,000			
管理運営事業	1,000			
舗装補修事業	87,000			
道路災害防除事業	555,000			
単独道路舗装事業	566,000			
単独道路災害防除事業	288,000			
単独路側整備事業	360,000			

道路改良事業	2,344,000			通常砂防事業	1,409,000
過疎地域市町道代行事業	40,000			災害関連緊急砂防事業	38,000
単独道路改良事業	3,812,000			地すべり対策事業(建設)	262,000
道路直轄事業負担金	3,675,000			災害関連緊急地すべり対策事業	82,000
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,458,000			急傾斜地崩壊対策事業	741,000
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	538,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000
橋りょう補修事業	2,429,000			砂防災害関連事業	110,000
単独橋りょう補修事業	10,000			単独砂防改良事業	45,000
広域河川改修事業	1,197,000			自然災害防止事業(砂防)	357,000
河川情報基盤緊急整備事業	77,000			港湾改修事業	288,000
周防高潮対策事業	313,000			港湾既存施設有効活用促進事業	225,000
河川工作物関連応急対策事業	184,000			港湾環境整備事業	23,000
河川災害関連事業	297,000			港湾直轄事業負担金	2,542,000
単独河川改修事業	1,052,000			単独港湾改修事業	110,000
自然災害防止事業(河川)	64,000			海岸防災事業	588,000
河川直轄事業負担金	157,000			都市計画街路整備事業	528,000
錦川総合開発事業	2,117,000			単独都市計画街路整備事業	660,000
深川川総合開発事業	82,000			都市公園整備事業	153,000
堰堤改良事業	176,000			単独都市公園整備事業	48,000
堰堤修繕事業	92,000			公営住宅建設事業	835,000
高潮対策事業	183,000			空港維持管理事業	208,000
侵食対策事業	40,000			過疎地域下水道代行事業	264,000
自然災害防止事業(海岸)	21,000			山口警察署建設事業	986,000
土木諸事業	90,000			駐在所等改築事業	37,000

報 告 書

交通事故防止施設総合整備事業	467,000		
退職手当給付事業 (警察)	231,000		
校舎改築事業	694,000		
大規模改造事業	52,000		
土地整備事業	345,000		
退職手当給付事業 (教育)	6,790,000		
特別支援学校施設整備事業	1,844,000		
県立大学整備事業	1,504,000		
土木過年補助災害復旧事業	32,000		
土木過年単独災害復旧事業	8,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	30,468,000		
計	82,636,000		

平成30年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,188千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

へ

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 項	金 額	歳 入	歳 出
1 繰 入 金	745		
2 繰 越 金	745		
3 諸 収 入	141,000		
1 貸付金元利収入	138,443		
合 計	138,443		
1 母子父子寡婦福祉資金	280,188		
合 計	280,188		

平成30年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成30年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ956,123千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 項	金 額	歳 入	歳 出
2 繰 入 金	99,344		
1 他会計繰入金	99,344		
3 繰 越 金	395,593		
1 繰 越 金	395,593		



(号 外-23)

品目	歳入	歳出	歳入歳出予算	品目	歳入	歳出	歳入歳出予算
3 繰越金			117,283				
4 諸収	1 繰越金		117,283				
	1 貸付金元利収入		5,004				
	2 雑収入		4,992				
	合計		12				
	歳入		122,287				
	歳出						
	合計						
1 林業・木材産業改善資金			122,287				
	1 林業・木材産業改善資金		122,287				
	合計		122,287				
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						
	歳入						
	歳出						
	合計						

歳入	1 繰越金	4,316,133
歳出	1 繰越金	4,316,133
歳入歳出	1 繰越金	4,316,133
歳入歳出	1 繰越金	4,316,133

平成30年度土地取得事業特別会計予算

平成30年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ325,566千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(単位 千円)

歳入	1 繰越金	325,565
歳出	1 繰越金	1,344
歳入歳出	1 繰越金	324,221
歳入歳出	1 繰越金	1
歳入歳出	1 繰越金	325,566

平成30年度流域下水道事業特別会計予算

平成30年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,592,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	1 分担金及び負担金	844,945
歳入	1 負担金	844,945
歳入	2 国庫補助金	252,666
歳入	2 国庫補助金	252,666
歳入	1 他会計繰入金	172,829
歳入	1 他会計繰入金	172,829
歳入	2 雑収入	499
歳入	2 雑収入	499
歳入	1 県債	322,000
歳入	1 県債	322,000
歳入	1 繰越金	1,592,939

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約する(田布施川流域下水道)	平成30年度から平成31年度まで	325,000千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	322,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、見直し利率で見つた利率の低い見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別で定めるものは、借入先と協議して定める条件による。

平成30年度公債管理特別会計予算

平成30年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,845,266千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

目

第1表 歳入歳出予算	歳	入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	98,346,780	
2 県債	1 県債	44,498,486	
	1 合計	142,845,266	
	歳		
	1 公債	142,845,266	
	1 公債費	142,845,266	

歳 出 合 計 142,845,266  
(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	44,498,486	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、見直し利率で見つた利率の低い見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別で定めるものは、借入先と協議して定める条件による。

平成30年度港湾整備事業特別会計予算

平成30年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,076,175千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算	歳	入	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	1,421,504	
2 寄付金	1 寄付金	505,531	
3 繰越金	1 繰越金	505,531	

監 査 口 債

事 項	期 間	限 度	額
旅客施設等整備事業 /の年度を越えること。 一括契約(徳山下松港)	平成30年度から 平成32年度まで	241,800千円	
第2表 債務負担行為			
1 港 湾 整 備 事 業 費	1 港 湾 整 備 事 業 費	3,076,175	3,076,175
2 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	625,073	625,073
3 県 債	1 県 債	1,500,000	1,500,000
4 諸 収 入	1 雑 入	111,614	111,614
5 県 債	1 県 債	1,037,525	1,037,525
1 港 湾 整 備 事 業 費	1 港 湾 整 備 事 業 費	3,076,175	3,076,175
第2表 債務負担行為			
1 港 湾 整 備 事 業 費	1 港 湾 整 備 事 業 費	3,076,175	3,076,175

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,037,525	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 8.0% 以 上	元 利 均 等 半 年 賦 又 は 元 金 均 等 半 年 賦 30 年 以 内

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,037,525	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 8.0% 以 上	元 利 均 等 半 年 賦 又 は 元 金 均 等 半 年 賦 30 年 以 内

平成30年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

平成30年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,455,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款 項	入 出	金 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	330,059
2 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	625,073
3 県 債	1 県 債	1,500,000
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	2,455,132

第2表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	1,500,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 8.0% 以 上	元 利 均 等 半 年 賦 又 は 元 金 均 等 半 年 賦 30 年 以 内

平成30年度就農支援資金特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

平成30年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,089千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	1 他会計繰入金	523
3	繰越金	1 繰越金	9,966
4	諸収入	1 貸付金元利収入 2 雑収入	21,600 21,565 35
		合計	32,089
1	就農支援資金	1 就農支援資金	32,089
		合計	32,089

平成30年度国民健康保険特別会計予算

平成30年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,756,048千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (歳出予算の流用)  
 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	1 負担金	40,234,630
2	国庫支出金	1 国庫補助金 2 国庫補助金	40,234,630 34,952,745 23,820,619 11,132,126
3	療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	650,144
4	前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	58,918,284
5	共同事業交付金	1 共同事業交付金	58,918,284
6	財産収入	1 共同事業交付金	106,052
8	繰入金	1 財産運用収入	264
		1 他会計繰入金 2 基金繰入金	7,893,929 7,419,764 474,165
		合計	142,756,048
1	総務費	1 総務管理費 2 運営協議会費	35,019 34,670 349
2	保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	119,837,306
3	後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	119,837,306
4	前期高齢者納付金等	1 後期高齢者支援金等	16,807,906
		1 前期高齢者納付金等	58,348
5	介護納付金	1 介護納付金	58,348
6	病床転換支援金等	1 介護納付金	5,299,780
			5,299,780
			107



第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 409,367千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成30年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 574,378,600m<sup>3</sup>

(2) 主要な建設改良事業 島田川工業用水道建設事業費 1,447,806千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 工業用水道事業収益	6,738,247千円	第2款 工業用水道事業費用	5,805,336千円
第1項 営業収益	6,163,212千円	第1項 営業費用	5,509,418千円
第2項 営業外収益	575,032千円	第2項 営業外費用	285,915千円
第5項 特別利益	3千円	第5項 特別損失	3千円
		第6項 準備費	10,000千円
		(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的			

支出額に対し不足する額4,162,395千円は、当年度分損益勘定留保資金911,821千円、過年度分損益勘定留保資金2,882,820千円及び当年度資本的収支調整額367,754千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入	2,596,606千円
第1項 企業債	1,280,000千円
第4項 資本剰余金	543,661千円
第5項 固定資産収入	600,001千円
第6項 雑収入	172,944千円

支出

第4款 資本的支出	6,759,001千円
第1項 建設費	1,447,806千円
第2項 改良費	3,873,593千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還	1,427,601千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
島田川工業用水道建設事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成30年度から平成31年度まで	300,000千円
島田川工業用水道建設事業の年度を越える工事(電気機器及び計装設置工事)	平成30年度から平成31年度まで	400,000千円
島田川工業用水道建設事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	平成30年度から平成31年度まで	180,000千円
島田川工業用水道建設事業の年度を越える工事(浄水施設工事)	平成30年度から平成31年度まで	400,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事(一括契約すること。)	平成30年度から平成31年度まで	400,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事(一括契約すること。)	平成30年度から平成31年度まで	400,000千円

厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備)工事	平成30年度から平成31年度まで	98,784千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (配水池)工事	平成30年度から平成31年度まで	400,000千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	平成30年度から平成31年度まで	56,704千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 50,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しに ついては、見直しを 行い、その見直しに おいては、直後に 当該利率に はしめる。	30年以内に毎年元利均等 又は元金均等返済する ものとする。特別のもの は、借入先と協議して定 める条件による。
周南工業用水道改良資金	130,000			
厚東川工業用水道改良資金	400,000			
厚狭川工業用水道改良資金	270,000			
木屋川工業用水道改良資金	430,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 691,399千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(五十七) 平成二十九年山口県一般会計補正予算の公表

平成二十九年山口県一般会計補正予算の公表  
平成二十九年山口県一般会計補正予算の公表  
平成二十九年山口県一般会計補正予算の公表

平成二十九年山口県一般会計補正予算

山口県 財政課

平成29年度山口県一般会計補正予算(第5号)

平成29年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ26,862,613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,058,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 県 税	1 県 民 税	△129,349	175,050,863	174,921,514
	2 事 業 税	1,721,248	51,769,734	53,490,982
	3 地 方 消 費 税	795,730	35,350,642	36,146,372
	4 不 動 産 取 得 税	△3,332,000	50,398,000	47,066,000
		236,425	2,547,714	2,784,139



保 庫 口 中

3民 生 費	3 徴 税 費	△322,929	6,319,133	5,996,204	8土 木 費	1 管 理 費	△2,153,296	71,296,089	69,142,793
	4 市町村振興費	△302,514	1,452,993	1,150,479		2 道 路 橋 り よ う 費	△334,788	7,472,513	7,137,725
	5 選 挙 費	△5,705	1,638,285	1,632,580		3 河 川 海 岸 費	126,010	29,287,742	29,413,752
	6 防 災 費	4,707	1,648,040	1,652,747		4 港 湾 費	△1,954,768	19,492,494	17,537,726
	7 統 計 調 査 費	△36,875	427,054	390,179		5 都 市 計 画 費	△189,540	7,449,024	7,259,484
	8 人 事 委 員 会 費	11,920	119,051	130,971		6 住 宅 費	235,220	4,687,257	4,922,477
	9 監 査 委 員 會 費	△485	184,200	183,715		1 警 察 管 理 費	△35,430	2,907,059	2,871,629
	1 社 会 福 祉 費	△5,068,711	95,816,667	90,747,956		2 警 察 活 動 費	△381,994	38,944,214	38,562,220
	4 児 童 福 祉 費	△4,480,073	77,314,081	72,834,008		1 警 察 管 理 費	△359,169	36,297,446	35,938,277
	7 生 活 保 護 費	△610,324	17,329,869	16,719,545		2 警 察 活 動 費	△22,825	2,646,768	2,623,943
8 災 害 救 助 費	△23,934	1,166,796	1,142,862	1 教 育 総 務 費	△4,323,172	144,141,858	139,818,686		
4 衛 生 費	45,620	5,921	51,541	2 小 学 校 費	△1,312,156	21,184,531	19,872,375		
1 公 衆 衛 生 費	△1,373,690	21,762,778	20,389,088	3 中 学 校 費	△452,529	42,257,779	41,805,250		
4 環 境 衛 生 費	212,366	6,926,029	7,138,395	4 高 等 学 校 費	△641,060	27,117,370	26,476,310		
7 保 健 所 費	△488,633	3,297,357	2,808,724	7 特 別 支 援 学 校 費	△755,463	27,478,492	26,723,029		
8 医 薬 費	△105,006	2,682,929	2,577,923	8 社 会 教 育 費	△561,115	13,857,073	13,295,958		
10 病 院 費	△980,548	7,130,454	6,149,906	9 保 健 体 育 費	△36,658	1,537,022	1,500,364		
1 勞 働 政 策 費	△11,869	1,726,009	1,714,140	10 大 学 費	△64,792	558,408	493,616		
2 職 業 能 力 開 発 費	△457,014	2,770,488	2,313,474	11 学 事 費	54,916	1,312,302	1,367,218		
3 失 業 对 策 費	△105,206	845,186	739,980	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	△554,315	8,838,881	8,284,566		
4 勞 働 委 員 会 費	△327,179	1,466,133	1,138,954	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	△4,728,584	5,259,610	531,026		
6 農 林 水 産 業 費	△24,629	351,680	327,051	4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	△1,243,535	1,288,992	45,457		
1 農 業 費	0	107,489	107,489	1 公 債 費	△3,335,049	3,810,618	475,569		
2 畜 産 業 費	1,696,527	34,434,421	36,130,948	12 公 債 費	△150,000	160,000	10,000		
3 農 地 業 費	△1,776,077	10,387,089	8,611,012	13 諸 支 出 金	△88,907	105,606,674	105,517,767		
4 林 業 費	626,686	694,327	1,321,013	1 公 債 費	△88,907	105,606,674	105,517,767		
5 水 産 業 費	2,588,048	10,363,515	12,951,563	2 利 子 割 交 付 金	741,330	74,317,000	75,058,330		
1 商 業 費	△168,078	6,897,976	6,729,898	3 配 当 割 交 付 金	741,330	74,317,000	75,058,330		
2 工 敏 業 費	425,948	6,091,514	6,517,462		△1,131,000	47,804,000	46,673,000		
3 観 光 費	△13,105,912	56,156,246	43,050,334		287,000	191,000	478,000		
	△103,078	2,444,149	2,341,071		78,000	794,000	872,000		
	△12,961,289	52,813,173	39,851,884						
	△41,545	898,924	857,379						

第2表 歳出 継続費補正 変更

4 株式会社等譲渡所得割交付金	395,000	531,000	926,000
5 地方消費税交付金	788,000	23,533,000	24,321,000
6 ゴルフ場利用税交付金	16,000	342,000	358,000
8 自動車取得税交付金	309,000	1,120,000	1,429,000
9 利子割精算金	△670	2,000	1,330
合計	△26,862,613	681,921,083	655,058,470

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度割額	総額	年度割額
8 土木費	3 河川海岸費	錦川総合開発事業費	69,793,000		69,793,000	
			4	2,205,700	2,205,700	2,205,700
			5	3,587,500	3,587,500	3,587,500
			6	3,000,000	3,000,000	3,000,000
			7	3,000,000	3,000,000	3,000,000
			8	2,006,279	2,006,279	2,006,279
			9	1,230,000	1,230,000	1,230,000
			10	4,745,021	4,745,021	4,745,021
			11	3,900,000	3,900,000	3,900,000
			12	4,334,137	4,334,137	4,334,137
			13	2,900,000	2,900,000	2,900,000
			14	2,600,988	2,600,988	2,600,988
			15	1,500,000	1,500,000	1,500,000

16	1,298,000	1,298,000
17	1,992,000	1,992,000
18	1,377,000	1,377,000
19	1,474,000	1,474,000
20	2,250,000	2,250,000
21	2,400,000	2,400,000
22	1,058,098	1,058,098
23	849,571	849,571
24	555,000	555,000
25	950,000	950,000
26	1,550,000	1,550,000
27	3,967,000	3,967,000
28	5,500,000	5,500,000
29	5,000,000	5,000,000
30	2,700,000	4,200,000
31	1,000,000	5,500,000
32	400,000	4,000,000
33	462,706	1,800,000
34		1,052,706
35		10,000

深川川総合  
開発事業費

21,252,000

21,252,000

7	919,000	919,000
8	820,000	820,000
9	800,000	800,000
10	220,000	220,000
11	250,000	250,000
12	250,000	250,000
13	300,000	300,000
14	494,912	494,912
15	198,000	198,000
16	280,382	280,382
17	327,028	327,028
18	225,000	225,000
19	270,000	270,000
20	300,000	300,000
21	290,000	290,000
22	147,429	147,429
23	146,700	146,700
24	325,000	325,000
25	300,000	300,000
26	270,000	270,000

27	163,000	163,000
28	304,000	304,000
29	206,316	163,000
30	1,100,000	163,000
31	1,200,000	1,200,000
32	1,400,000	1,400,000
33	2,800,000	2,800,000
34	3,200,000	3,200,000
35	2,900,000	2,900,000
36	739,684	1,720,000
37	105,549	105,549

第3表 繰越明許費  
1 追加

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等維持管理費		87,574
	2 企画調整費	国土調査事業費		78,368
		地域づくり推進費		20,065
		県民文化ホールいわくに運営費		47,304
		県史編さん費		12,333
		社会体育振興費		5,000
3 民生費	社会福祉費	障害者自立支援対策費		81,487
		介護保険対策費		730,420

4	児童福祉費	児童健全育成対策費	27,982			7,208
		児童福祉施設整備費補助	79,518			50,557
		一般廃棄物処理対策費	8,685			672,637
4	衛生費	医療施設等設備整備費補助	43,568			121,862
4	環境衛生費	単県農山漁村整備事業費	16,572			4,818
8	医薬費	単県農山漁村整備事業費	16,572			4,818
1	農業費	広域畜産総合対策費	827,979			30,251
2	畜産業費	畜産試験研究費	14,040			2,749
3	農地費	県営かんがい排水改良事業費	123,271			8,820
		基地障害防止対策事業費	52,080			70,088
		経営体育成基盤整備事業費	2,763,155			51,971
		県営中山間地域総合整備事業費	178,661			1,791,422
		農業集落排水事業費	27,300			296,774
		基盤整備促進事業費	8,792			99,559
		ふるさと農道緊急整備事業費	10,000			42,382
		県営老朽ため池整備事業費	1,541,394			138,164
		団体営農地防災事業費	24,312			27,926
		地すべり対策事業費	310,804			1,207,709
		県営海岸保全施設整備事業費	70,623			206,266
		治水防除事業費	48,648			16,001
		国営農地再編整備事業負担金	377,747			48,892
4	林業費	林産物振興事業費	9,250			68,647
		造林事業費	353,421			72,206
		造林推進事業費	238,744			82,699
		広域基幹林道開設事業費	170,826			20,959
				8	土木諸費	
					民間建築物耐震改修等推進費	27,926
					交通安全施設整備事業費	1,207,709
					単独交通安全施設整備事業費	206,266
					舗装補修費	16,001
					過疎地域市町道代行業費	48,892
					単独道路舗装費	68,647
					単独道路災害防除費	72,206
					単独路側整備事業費	82,699
					防衛施設周辺道路整備費	20,959
				5	水産業費	
					治山施設維持管理事業費	8,820
					地城水産物供給基盤整備事業費	70,088
					水産業強化対策整備費	51,971
					広域水産物供給基盤整備事業費	1,791,422
					漁港漁場機能高度化事業費	296,774
					漁港海岸保全施設整備事業費	99,559
					漁村づくり総合整備事業費	42,382
					土木諸費	138,164
					民間建築物耐震改修等推進費	27,926
					交通安全施設整備事業費	1,207,709
					単独交通安全施設整備事業費	206,266
					舗装補修費	16,001
					過疎地域市町道代行業費	48,892
					単独道路舗装費	68,647
					単独道路災害防除費	72,206
					単独路側整備事業費	82,699
					防衛施設周辺道路整備費	20,959



計	9,300		よる。
---	-------	--	-----

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
起債の方法	起債の方法	起債の方法
利 率	利 率	利 率
限 度 額	限 度 額	限 度 額
周防高潮対策事業費	53,700	270,981
堰堤修繕事業費	59,735	96,972
地すべり対策事業費	151,416	234,370
4 港 湾 費 港湾改修費	223,463	499,162
5 都 市 計 画 費 都市公園整備事業費	81,934	146,150
6 住 宅 費 過疎地域下水道代行事業費	317,560	410,039
10 教 育 費 4 高 等 学 校 費 大規模改修事業費	129,898	863,396
	62,527	143,471
	67,139	82,951
	29,869	47,689
合 計	1,950,317	8,971,674

第4表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度	額
/ 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道470号絵堂萩道路)	平成30年度	378,000千円	

第5表 地方債補正追加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造林事業	9,300	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを 行つた後、直ちに当該利率に 見直しを 行つた後、直ちに当該利率に	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後			
	起債の方法	起債の方法	起債の方法	起債の方法		
利 率	利 率	利 率	利 率			
限 度 額	限 度 額	限 度 額	限 度 額			
庁舎等維持管理事業	473,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを 行つた後、直ちに当該利率に 見直しを 行つた後、直ちに当該利率に	82,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを 行つた後、直ちに当該利率に 見直しを 行つた後、直ちに当該利率に
防災体制整備拡充事業	10,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	8,200	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
退職手当給付事業(総務)	731,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	550,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
障害者自立支援対策事業	23,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	44,200	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
県立身体障害者福祉施設整備事業	28,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	22,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
介護保険対策事業	497,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	407,700	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
社会福祉行政指導事業	764,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	325,200	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
児童福祉施設整備事業	26,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	21,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
保健所施設整備事業	392,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	347,600	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
県管かんがい排水改良事業	184,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	134,400	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
広域営農団地農道整備事業	95,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	78,400	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
基幹農道整備事業	4,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	2,200	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
経営体育成基盤整備事業	410,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	1,034,500	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
県営中山間地域総合整備事業	108,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	95,400	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
県営農村振興総合整備事業	3,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	2,900	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
ふるさと農道緊急整備事業	108,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	97,300	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
県営老朽ため池整備事業	698,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	903,600	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
地すべり対策事業(農林)	77,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	185,700	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
県営海岸保全施設整備事業	42,000	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。	38,100	証券借入又は証券発行	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

洪水防除事業	4,000	22,500			単独道路改良事業	4,173,000	3,921,200	
国営農地再編整備事業 負担金	156,000	523,600			道路直轄事業負担金	3,969,000	4,250,500	
広域基幹林道開設事業	129,000	117,100			交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	1,662,000	1,658,100	
ふるさと林道緊急整備 事業	82,000	63,100			単独交通安全施設整備 事業(道路管理者分)	812,000	566,200	
一般治山事業	792,000	738,100			橋りょう補修事業	2,421,000	2,544,900	
水源地域緊急整備事業	85,000	120,600			単独橋りょう補修事業	20,000	10,000	
保安林改良事業	79,000	80,200			広域河川改修事業	1,214,000	1,206,900	
保安林整備事業	7,000	6,600			河川情報基盤緊急整備 事業	82,000	82,500	
林地荒廃防止事業	6,000	32,600			周防高潮対策事業	302,000	309,300	
小規模治山事業	46,000	44,400			河川工作物関連応急対 策事業	193,000	180,100	
広域水産物供給基盤整 備事業(漁港)	471,000	520,900			河川災害関連事業	297,000	0	
漁港漁場機能高度化事 業	26,000	46,000			単独河川改修事業	1,332,000	1,070,100	
漁港海岸保全施設整備 事業	58,000	45,200			自然災害防止事業(河 川)	64,000	64,200	
広域水産物供給基盤整 備事業(漁場)	51,000	43,200			河川直轄事業負担金	168,000	172,800	
水産資源環境整備事業	28,000	17,400			錦川総合開発事業	2,507,000	2,256,600	
農林業施策総合調整事 業	83,000	65,200			深川川総合開発事業	104,000	74,100	
畜産基盤整備事業	285,000	106,400			堰堤改良事業	62,000	27,200	
舗装補修事業	83,000	161,800			堰堤修繕事業	95,000	98,300	
道路災害防除事業	494,000	683,200			高潮対策事業	181,000	198,700	
単独道路舗装事業	461,000	379,600			侵食対策事業	42,000	24,300	
単独道路災害防除事業	321,000	298,500			自然災害防止事業(海 岸)	21,000	21,900	
単独路側整備事業	604,000	346,900			土木諸事業	420,000	181,100	
道路改良事業	2,121,000	1,978,900			通常砂防事業	1,377,000	1,439,700	
過疎地域市町道代行事 業	48,000	41,500			災害関連緊急砂防事業	38,000	0	

報 告 県 山 口		平成30年3月30日 金曜日	
地すべり対策事業(建設)	310,000	311,100	
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0	
急傾斜地崩壊対策事業	790,000	746,000	
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0	
砂防災害関連事業	110,000	0	
単独砂防改良事業	179,000	46,900	
自然災害防止事業(砂防)	364,000	364,800	
港湾改修事業	313,000	343,600	
港湾既存施設有効活用促進事業	167,000	200,100	
港湾環境整備事業	7,000	10,100	
港湾直轄事業負担金	2,523,000	2,363,200	
単独港湾改修事業	70,000	70,300	
海岸防災事業	602,000	607,000	
都市計画街路整備事業	518,000	656,600	
単独都市計画街路整備事業	680,000	680,800	
都市公園整備事業	161,000	144,000	
単独都市公園整備事業	64,000	72,100	
過疎地域下水道代行事業	193,000	219,300	
山口警察署建設事業	945,000	711,000	
駐在所等改築事業	103,000	71,000	
警察職員住宅管理事業	10,000	7,500	
交通安全施設維持管理事業	29,000	22,200	
交通事故防止施設総合整備事業	527,000	445,000	
退職手当給付事業(警察)	27,000	114,700	

校舎改築事業	1,141,000	916,900		
大規模改築事業	262,000	241,600		
土地整備事業	235,000	144,400		
退職手当給付事業(教育)	5,273,000	4,216,300		
特別支援学校施設整備事業	1,104,000	699,300		
県立大学整備事業	235,000	166,000		
土木過年補助災害復旧事業	65,000	85,900		
土木過年単独災害復旧事業	44,000	36,700		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	119,300		
土木現年単独災害復旧事業	70,000	40,800		
補助港湾災害復旧事業	124,000	0		
県立学校施設災害復旧事業	60,000	10,000		
治山施設災害復旧事業	2,000	0		
県有施設災害復旧事業	100,000	0		
臨時財政対策債	31,823,000	30,932,000		
計	83,423,000	77,039,100		

平成29年度母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成29年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

1 歳 入 金	1 他会計繰入金	補 正 額	補正前の額	計
		2,163	205	2,368
歳 入 出 合 計		2,163	205	2,368
1 歳 入 出 合 計		2,163	184,177	186,340
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金	2,163	184,177	186,340
歳 出 合 計		2,163	184,177	186,340

平成29年度中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ246,312千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,995,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

2 歳 入 金	1 他会計繰入金	補 正 額	補正前の額	計
		△28,570	100,029	71,459
3 歳 越 金	1 繰 越 金	△10,618	366,053	355,435
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	△202,814	4,700,750	4,497,936
	2 雑 入	21	16,000	16,021
5 県 債		△4,310	75,000	70,690
		△4,310	75,000	70,690

歳 入 出 合 計	△246,312	5,241,832	4,995,520
1 中小企業近代化資金	△246,312	5,241,832	4,995,520
1 中小企業設備近代化資金	△43,671	606,489	562,818
2 中小企業高度化資金	△202,641	4,635,343	4,432,702
歳 出 合 計	△246,312	5,241,832	4,995,520
第2表 地方債補正 変			(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正		後 償 還 の 方 法
	補 正 前 の 償 還 の 方 法	補 正 前 の 利 率	補 正 後 の 償 還 の 方 法	補 正 後 の 利 率	
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	8.0%	70,690	8.0%	国の定め
	政府貸付による。	以内	政府貸付による。	以内	国の定め

平成29年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ17,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

2 歳 入 金	1 使用料	補 正 額	補正前の額	計
		767	67,295	68,062
4 財 産 収 入	1 使用料	△656	143,406	142,750
	1 財産運用収入	△656	4,489	3,833



予算の総額を歳入歳出それぞれ3,500,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 事業収入	1 事業収入	△797,992	4,154,720	3,356,728
3 繰越金	1 繰越金	142,871	1	142,872
歳 入 合 計	歳 出 合 計	△655,121	4,155,750	3,500,629
1 当せん金付証券 発完事業費	2 繰越金	△655,121	4,154,721	3,499,600
歳 出 合 計	歳 出 合 計	△655,121	4,155,750	3,500,629

平成29年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成29年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ947,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,400,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	777,650	4,253,706	5,031,356
2 繰越金	1 繰越金	169,503	200,000	369,503
歳 入 合 計	歳 出 合 計	947,153	4,453,706	5,400,859

平成29年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

1 繰越金 1 繰越金 947,153 4,453,706 5,400,859

平成29年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,814千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 財産収入	1 財産運用収入	△24,509	341,353	316,844
4 繰越金	2 財産売却収入	△997	2,366	1,369
歳 入 合 計	歳 出 合 計	△23,512	338,987	315,475
歳 入 合 計	歳 出 合 計	4,695	36,000	40,695
歳 入 合 計	歳 出 合 計	△19,814	377,353	357,539

1 土地取得事業費

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
1 土地取得基金 管理費	1 土地取得基金 管理費	△19,814	377,353	357,539
3 産業団地管理 費	3 産業団地管理 費	△999	1,023	24
4 分譲宅地管理 費	4 分譲宅地管理 費	△22,052	337,181	315,129
歳 入 合 計	歳 出 合 計	3,237	39,149	42,386
歳 入 合 計	歳 出 合 計	△19,814	377,353	357,539

平成29年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ69,544千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,574,372千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	入	項	補正額	補正前の額	計
1	分担金及び負担金	負担金	△22,576	870,568	847,992
2	国庫支出金	国庫補助金	△13,423	293,750	280,327
3	繰入金	他会計繰入金	△18,085	172,190	154,105
4	諸収入	雑入	2,426	508	2,934
5	県債	県債	△17,906	306,900	288,994
8	使用料及び手数料	使用料	20	0	20
	歳入	合計	△69,544	1,643,916	1,574,372
1	流域下水道事業費	流域下水道事業費	△69,544	1,643,916	1,574,372
	歳出	合計	△69,544	1,643,916	1,574,372
第2表	繰越明許費	繰越明許費	△69,544	1,643,916	1,574,372

平成30年3月30日 監査日

第3表 地方債補正  
変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	補正額	償還の方法	補正額	償還の方法
流域下水道事業	306,900	元利均等返済方式で、利率は年8.0%以内とする。借入の利率は、直し率に引当し、見直し率による。	288,994	元利均等返済方式で、利率は年8.0%以内とする。借入の利率は、直し率に引当し、見直し率による。

平成29年度公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成29年度山口県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,721千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,536,272千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

款	入	項	補正額	補正前の額	計
1	繰入金	他会計繰入金	△6,721	105,434,587	105,427,866
	歳入	合計	△6,721	105,434,587	105,427,866
	歳入	合計	△6,721	149,542,993	149,536,272

歳 出 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 公 債 費	1 公 債 費	△6,721	149,542,993	149,536,272
歳 出 合 計		△6,721	149,542,993	149,536,272

平成29年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ157,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,542,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料	使用料	△458,040	1,398,854	940,814
2 寄付金	寄付金	155,743	467,613	623,356
3 繰越金	繰越金	413,160	1	413,161
4 諸収入	雑収入	9,612	113,103	122,715
5 果債	債	△399,000	1,721,000	1,322,000
6 財産収入	財産売却収入	120,700	0	120,700

歳 入 合 計	△157,825	3,700,571	3,542,746
歳 出 合 計	1 港 湾 費	△157,825	3,542,746
歳 出 繰 越 明 許 費	合 計	△157,825	3,542,746

(単位 千円)

款	項	事	金額
/ 港 湾 整 備 事 業 費	/ 港 湾 費	港湾整備費	172,800

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港 湾 整 備 事 業	441,000	証書借付券又は証券発行	42,000	証書借付券又は証券発行
		利率は年8.0%以内		利率は年8.0%以内
		償還方法は元金均等返済又は元金均等返済特別の協定条件による。		償還方法は元金均等返済又は元金均等返済特別の協定条件による。

平成29年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額
1分担金及び負担金		△2,798	332,856
2諸 収 入		△2,798	332,856
	1負担金	△382	625,929
	1貸付金元利収 入	△382	625,929
合 計		△3,180	1,415,785
1県立病院機構費		△3,180	1,415,785
	1県立病院機構 費	△3,180	1,415,785
合 計		△3,180	1,415,785
合 計		△3,180	1,412,605

平成29年度就農支援資金特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額
1分担金及び負担金		△2,798	332,856
2諸 収 入		△2,798	332,856
	1負担金	△382	625,929
	1貸付金元利収 入	△382	625,929
合 計		△3,180	1,415,785
1県立病院機構費		△3,180	1,415,785
	1県立病院機構 費	△3,180	1,415,785
合 計		△3,180	1,415,785
合 計		△3,180	1,412,605

平成29年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ26,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額
1分担金及び負担金		△2,798	332,856
2諸 収 入		△2,798	332,856
	1負担金	△382	625,929
	1貸付金元利収 入	△382	625,929
合 計		△3,180	1,415,785
1県立病院機構費		△3,180	1,415,785
	1県立病院機構 費	△3,180	1,415,785
合 計		△3,180	1,415,785
合 計		△3,180	1,412,605

2雑 入		△20		60		40	
歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計	計	計	計
1就農支援資金		△26,027	52,570	26,543			
合 計		△26,027	52,570	26,543			

平成29年度電気事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成29年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)  
第2条 平成29年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中「157,860,000KWH」を「151,614,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)  
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	7,522千円	1,709,928千円	1,717,450千円
第1項 営業収益	8,916千円	1,668,056千円	1,676,972千円
第2項 附帯事業収益	△840千円	27,576千円	26,736千円
第3項 財務収益	△1,161千円	4,287千円	3,126千円
第4項 事業外収益	607千円	10,006千円	10,613千円
支 出			
科 目 <th>補正予定額</th> <th>既決予定額</th> <th>計</th>	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	△36,114千円	1,554,917千円	1,518,803千円
第1項 営業費用	△46,852千円	1,437,441千円	1,390,589千円
第2項 附帯事業費用	△497千円	19,852千円	19,355千円
第4項 事業外費用	11,235千円	72,860千円	84,095千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額461,853千円は、当年度分損益勘定留保資金277,988千円、減價積立金160,893千円及び当年度資本的收支調整額22,972千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的			

支出額に対し不足する額410,804千円は、当年度分損益勘定留保資金154,056千円、過年度分損益勘定留保資金44,477千円、減債積立金160,893千円、中小水力発電開発改良積立金27,858千円及び当年度資本的収支調整額23,520千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収 入	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△1,265千円	17,578千円	16,313千円
第3項	資本剰余金	△1,966千円	15,050千円	13,084千円
第5項	雑収入	701千円	2,527千円	3,228千円

科	目	支 出	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△52,314千円	479,431千円	427,117千円
第1項	建設費	△8,941千円	63,000千円	54,059千円
第2項	改良費	△43,373千円	252,437千円	209,064千円

第5条 予算第8条中「職員給与費483,394千円」を「職員給与費441,509千円」に改める。

平成29年度工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成29年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「579,780,600㎡」を「578,838,450㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収 入	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	△13,795千円	6,692,423千円	6,678,628千円
第1項	営業収益	△30,360千円	6,175,134千円	6,144,774千円
第2項	営業外収益	16,565千円	517,286千円	533,851千円

第2款 工業用水道事業費用 △63,365千円 5,883,289千円 5,819,924千円  
第1項 営業費用 △70,139千円 5,517,394千円 5,447,255千円  
第2項 営業外費用 6,774千円 355,892千円 362,666千円  
(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,331,836千円は、当年度分損益勘定留保資金258,846千円、過年度分損益勘定留保資金3,773,920千円及び当年度資本的収支調整額299,070千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,595,173千円は、過年度分損益勘定留保資金2,298,349千円、減債積立金1,045,591千円及び当年度資本的収支調整額251,233千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収 入	既決予定額	計
第3款	資本的収入	70,944千円	1,859,430千円	1,930,374千円
第1項	企業債	△100,000千円	1,300,000千円	1,200,000千円
第4項	資本剰余金	267,579千円	308,993千円	576,572千円
第6項	雑収入	△96,635千円	250,436千円	153,801千円

支 出

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△665,719千円	6,191,266千円	5,525,547千円
第1項	建設費	△80,459千円	1,322,117千円	1,241,658千円
第2項	改良費	△588,433千円	3,326,446千円	2,738,013千円
第4項	償還金	3,234千円	1,524,435千円	1,527,669千円
第6項	補助金返還金	△61千円	8,267千円	8,206千円

第5条 債務負担行為の変更は、次のとおりする。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管二条化工事)	平成29年度から平成31年度まで	1,500,000千円	平成29年度から平成31年度まで	1,911,000千円

(企業債)  
第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補		正		補		正		後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法		
小瀬川工業用水道改良資金	千円 30,000	証書借付又は銀行借入	8.0%以内 ただし、借入方式で借り入れする資金については、当該後見の利率による。	30年以内 元金均等又は半均等償還とする	千円 0	証書借付又は銀行借入	8.0%以内 ただし、借入方式で借り入れする資金については、当該後見の利率による。	30年以内 元金均等又は半均等償還とする	千円 0	証書借付又は銀行借入	8.0%以内 ただし、借入方式で借り入れする資金については、当該後見の利率による。	30年以内 元金均等又は半均等償還とする
関南工業用水道改良資金	50,000				50,000				50,000			
厚狭川工業用水道改良資金	750,000				750,000				750,000			
厚狭川工業用水道改良資金	200,000				130,000				130,000			
木屋川工業用水道改良資金	270,000				270,000				270,000			

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)  
 第7条 予算第9条中「職員給与費738,933千円」を「職員給与費707,118千円」に改める。